

**沖縄県管理港湾
事業継続計画 (BCP)
(感染症編)**

令和 7 年 3 月

**金武湾港・中城湾港港湾 BCP 協議会
運天港・本部港港湾 BCP 協議会**

目 次

1.	基本方針.....	1
2.	対象とする感染症.....	1
3.	港湾機能の目標.....	2
4.	対象とする船舶.....	2
5.	想定する対応期間・流行段階.....	3
6.	実施体制.....	5
7.	各流行段階において想定されるリスク.....	7
8.	対応計画.....	9
9.	マネジメント計画（準備期の実施計画）について.....	10
10.	参考資料.....	11
(1)	感染者が発生した場合の対応.....	11
(2)	情報共有について.....	12
(3)	検疫業務への協力体制について.....	13
(4)	港湾施設の利用調整について.....	14
(5)	県管理港湾を発着港とするフェリー一覧.....	15

1. 基本方針

2020 年 1 月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。

海上交通・港湾分野においても、国内外でのクルーズ船や貨物船の乗客・乗員が感染し、港湾を通じた国内への感染拡大のおそれや、患者の搬送、船内消毒等のため船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が発生している。また、外航貨物船の船員の中に感染疑いがあるため臨船検疫など感染防止のための対応が必要となる事例も多数報告されている。

沖縄県は、我が国の最西南端にあって、亜熱帯地域に位置し、広大な海域に点在する 160 の島々（うち有人離島 38 島）からなる島しょ県である。県外と陸路で繋がっておらず、国内外との交流のすべてを空港・港湾が支えており、物資輸送の約 99% を海上輸送が担うなど、港湾が国際海上貿易、国内海上交通・人流・物流の拠点として重要な役割を担っている。

感染拡大防止と経済活動の両立が求められる中、港湾においても、感染またはその疑いが発生した場合でも、港湾の機能に与える影響をできる限り抑え、港湾機能の継続を図ることが必要不可欠である。

そのため、感染症の発生時における働く人々の感染防止策等の対応を予め明らかにし、また、拡大時に人員等の資源が制約された状況下においても当該港湾の港湾機能を維持していくよう、維持する業務の特定と業務実施に必要な事項を定めるための危機管理対策、体制の強化を目的とした具体的な活動計画として、港湾 BCP（感染症編）を位置づけるものとする。

2. 対象とする感染症

感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、まずは新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法）を念頭に本 BCP を策定することとする。

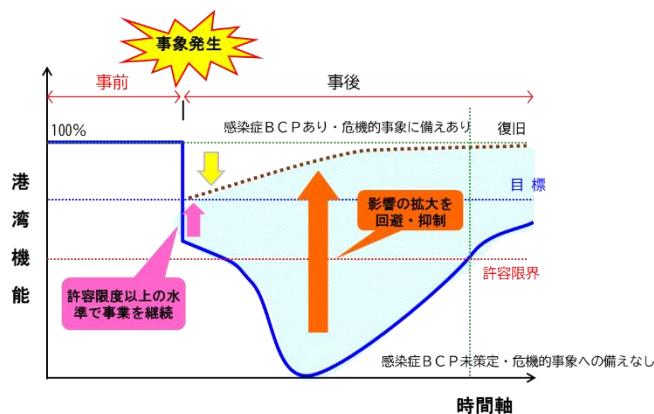
なお、本 BCP は、飛沫感染や接触経路とするその他の感染症にも準用する。

3. 港湾機能の目標

港湾関係者や入港船舶の乗客・乗員に感染症が発生・拡大すると、港湾における労働者の不足やオフィスの閉鎖、船舶の運航停止等が必要となる。さらに、CIQ¹をはじめとする国の関係官署及び港湾管理者、その他の関係機関の業務機能の停止や、船社、海貨・フォワーダー、港運・陸運事業者等の港湾関係の事業活動の停止なども相互に影響を及ぼし、港湾機能の低下につながる。また、感染者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のため、外航貨物船が港湾内に長期間停泊し、係留施設の占有が長引くなど、荷役が遅れるリスクも発生する。

本BCPは、感染症によって県管理港湾の、港湾機能継続が困難となる状況を回避し、その経済・社会への影響を軽減することを目的とする。

なお、自然災害の場合は、通常、発生直後の状況以上に港湾機能が低下することなく、以降は早期復旧を目指して対応していくことになるが、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能がさらに低下していく可能性があるため、本BCPに基づいて拡大防止策を迅速に講じることによって県管理港湾における感染拡大を的確に抑制していくこととする。



図一 1 港湾における感染症BCPの概念

4. 対象とする船舶

- ・本BCPは、貨物船²及びフェリー³を対象とする。
- ・クルーズ船をはじめとする旅客不定期航路については、感染症の流行に伴い運航停止等の措置⁴が取られること踏まえ、本BCPの対象外とする。

¹ CIQとは、税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫所(Quarantine)の略

² 貨物船とは、物流の観点から、国内外の貨物船（コンテナ、ドライバルク、タンカー、自動車船、RORO船等）、フェリー及び貨客船を対象とする。

³ フェリーとは、旅客の観点から、国内外のフェリー、貨客船、定期旅客船を対象とする。

⁴ (参考) 令和5年5月8日以降は、日本籍クルーズ船については、「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和5年3月13日 第9版、(一社)日本外航客船協会(JOPA))は廃止され、各社マニュアルを整備し、外国籍クルーズ船につ

5. 想定する対応期間・流行段階

感染症については、今般の新型コロナでも見られるように、長期的な対応も想定されることから、こうした中でも港湾における感染症のまん延防止と港湾における事業継続を図るため、以下に示す各流行段階（「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」と同様に設定）を想定し、計画を策定するものとする。

(1) 準備期

通常の業務を行うとともに、新型インフルエンザ等発生に備え体制を整備する時期。

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する期間。具体的には以下の期間及び目標から要請されるものである。

【期間】

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間

【目標】

- ・政府等が発信する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の情報を積極的に収集する。
- ・感染拡大のスピードをできる限り抑えるために必要な体制等の確認を行う。
- ・感染拡大防止に対応する準備を行う時間を確保する。

(3) 対応期

対応期は以下の①～④の時期に区分される。本 BCP ではこれらをまとめて「対応期」として検討する。

- ① 封じ込めを念頭に対応する時期
- ② 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期)

① 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。

（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療に

いては「国際クルーズ運航のための感染拡大予防ガイドライン」（令和5年5月8日第3版、日本国際クルーズ協議会（JICC））により運用されている。

より感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

② 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。

③ 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮）。

④ 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチンの普及等による集団の免疫の向上、病原体の変異及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

以上の初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、対応計画における感染予防対策の考え方及び取組を定める。

6. 実施体制

感染症BCPの実施体制については、すでに設置済みの金武湾港及び中城湾港港湾BCP協議会、運天港及び本部港港湾BCP協議会、水際・防災対策連絡会議等の枠組みを活用した体制とする。また、地方港湾に関しては沖縄県港湾管理条例に基づき日常管理を行う県及び市町村において対応を行う。

表－1 金武湾港及び中城湾港港湾BCP協議会の構成

区分	機関・企業名	備考
主要荷主 (物流)	拓南製鐵(株)	
	タイガー産業(株)	
	沖縄県飼料協業組合	
	沖縄うるまニューエナジー(株)	
船社 (物流)	南西海運(株)	
	南日本汽船(株)	
	琉球海運(株)	
港運事業者 (物流)	中城湾港運(株)	
	沖縄港運(株)	
エネルギー関係 (物流)	J-POWER ジェネレーションサービス(株)	
	太陽石油(株)	
	沖縄石油基地(株)	
	沖縄出光(株)	
	沖縄ターミナル(株)	
	マルヰ産業(株)	
離島航路船社 (人流)	久高海運(名)	
	(有)神谷観光	
市町村	うるま市	
	沖縄市	
	南城市	
	西原町	
	与那原町	
	北中城村	
	中城村	
	金武町	
関係機関	沖縄総合事務局港湾空港防災・危機管理課	
	沖縄総合事務局運輸部	感染症編で追加
	第十一管区海上保安本部	
	中城海上保安部	
	沖縄地区税関	
	福岡出入国在留管理局那覇支局	
	厚生労働省那覇検疫所	

	農林水産省動物検疫所沖縄支所	
	農林水産省那覇植物防疫事務所	
	沖縄県土木建築部港湾課	
	沖縄県土木建築部北部土木事務所	
	沖縄県土木建築部中部土木事務所	
	沖縄県土木建築部南部土木事務所	
	沖縄県保健医療介護部	感染症編で追加
建設関係団体	沖縄県港湾空港建設協会	
	海洋調査協会	
	(一社)沖縄県測量建設コンサルタント協会	

表－2 運天港及び本部港港湾BCP協議会の構成

区分	機関・企業名	備考
船社	琉球海運(株)	
	マリックスライン(株)	
	マルエーフェリー(株)	
港運事業者	北部港運(株)（運天港・本部港）	
	トランスネット沖縄(株)	
	(株)伊江貨物	
離島航路船社 (離島自治体)	伊是名村	
	伊平屋村	
	伊江村	
市町村	名護市	
	今帰仁村	
	本部町	
関係機関	沖縄総合事務局港湾空港防災・危機管理課	
	沖縄総合事務局運輸部	感染症編で追加
	第十一管区海上保安本部	
	那覇海上保安部 名護海上保安署	
	沖縄県土木建築部港湾課	
	沖縄県土木建築部北部土木事務所	
	沖縄県保健医療介護部	感染症編で追加
建設関係団体	沖縄県港湾空港建設協会	
	(一社)海洋調査協会	
	(一社)沖縄県測量建設コンサルタント協会	

7. 各流行段階において想定されるリスク

感染症 BCP で想定されるリスクは、他の自然災害と異なり施設の物的損傷等がないことや、港湾利用について継続的に影響が生じるおそれがある点、「港湾施設の利用への支障」「港湾施設での感染拡大」に大別できる点に特徴がある。

これらの点を踏まえ、本 BCP が対応を検討するリスク事象以下のとおり流行段階ごとに挙げる。

【貨物船編⁵】

① 準備期

- ・特記事項なし

② 初動期

- ・外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスク
- ・港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できないリスク
- ・外航貨物船が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク
- ・検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク

③ 対応期

- ・港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク
- ・港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク（特に緊急物資輸送時に留意）
- ・国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスクへの対応
- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク
- ・外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発するリスク

⁵ 貨物船とは、物流の観点から、国内外の貨物船（コンテナ、ドライバルク、タンカー、自動車船、RORO 船等）、フェリー及び貨客船を対象とする。

【フェリー編⁶】

① 準備期

- ・特記事項なし

② 初動期・③対応期

- ・フェリー等に乗船した感染者が国内移動時に、国内感染を発生させるリスク
- ・フェリー等のクルー、ターミナル関係者等における感染発生によって、船舶の運航が停止するリスク。特に、国内幹線航路や離島航路においては、船内で感染者が発生した場合でも物流、交通に与える影響を最小限に抑えることが必要。
- ・国内フェリー等の利用による広域移動、離島への移動により国内感染が拡大するリスク（特に離島航路においては、島内の医療体制が十分でない中で負担が増大するリスク⁷）
- ・港湾関係者間における感染拡大によって、国内幹線航路や離島航路の運航が維持できなくなり国の経済活動や国民生活に著しい影響が及ぶリスク
- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う船舶運航者や港湾関係者間の感染拡大が再発するリスク

⁶ フェリーとは、旅客の観点から、国内外のフェリー、貨客船、定期旅客船を対象とする。

⁷ 畦島市町村において、令和2年12月・令和4年12月に村内クラスターが発生した際に、医療従事者が不足したことから、本島医療機関からの看護師派遣がフェリーを利用して行われた事例がある。

8. 対応計画

上記「7. 各流行段階において想定されるリスク」に対して、以下のとおり対応計画を定める。なお、本BCPは各関係機関が連携することによって回避ができるリスクを回避することに主眼を置いているため、当該対応計画は各機関が行うべき施策の共通項を示すものである。

	港湾施設の利用への支障	港湾施設での感染拡大	
	共通	貨物船	フェリー
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有【全機関】 ・周知（ガイドライン・対応方針）【国機関・県】 		
準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等⁸を通じた調整体制の整備【沖総局・県】 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防・防疫用資機材の準備【全機関】 ・自社BCPの検討【事業者】 	
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・利用調整【県・事業者】 ・寄港船の代替受け入れ【沖総局・事業者・県】 ・港湾施設利用に影響を及ぼす情報の共有【全機関】 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内・港湾荷役作業等における防疫対策【事業者】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナル・フェリーの防疫措置、周知【事業者・市町村】
		<ul style="list-style-type: none"> ・予防・防疫資機材の調達・融通【全機関】 	
対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・利用調整【県・事業者】 ・貨物の迂回輸送【沖総局・事業者・県】 ・港湾施設利用に影響を及ぼす情報の共有【全機関】 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内・港湾荷役作業等における防疫対策【事業者】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナル・フェリーの防疫措置【事業者・市町村】
	<ul style="list-style-type: none"> ・予防・防疫資機材の調達・融通【全機関】 		
	共通	貨物船	フェリー
	港湾施設の利用への支障	港湾施設での感染拡大	

⁸ 港湾BCP協議会、水際・防災対策連絡会議、港湾管理に係る県市町村連絡調整会議

9. マネジメント計画（準備期の実施計画）について

8. 対応計画においては、感染症発生の際の対応について具体的な記載を行つた。

本 BCP を用いる際に、円滑な当事者間の情報共有等が行われるため、通常時から本 BCP が認識・共有され、適宜内容を更新する必要があるため、以下のとおり通常時から取り組み事項を記載する。

（1）教育・訓練

- ① 連絡体制を確保し、本 BCP を共有するため、県は本 BCP 協議会員（金武中城湾港 BCP・運天港本部港港湾 BCP・関係市町村）の連絡担当者を確認する。
- ② 協議会員は、那覇検疫所が実施する検疫感染症に関する会議への参加や、沖縄総合事務局において実施する水際・防災対策連絡会議に積極的に参加する。

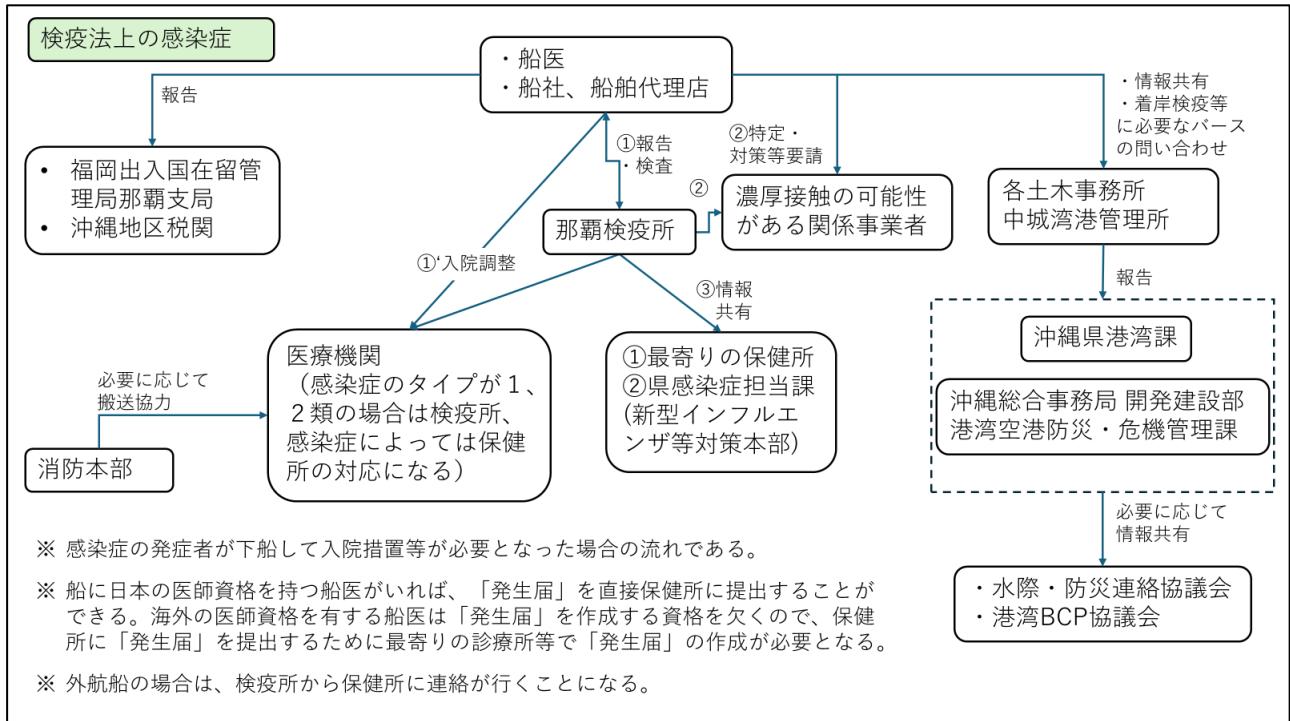
（2）BCP の見直し、改善

- ① 本 BCP の実効性を向上させるため、金武湾港・中城湾港港湾 BCP 協議会及び本部港・運天港港湾 BCP 協議会、県及び市町村との調整において、適宜本 BCP の見直し・改善を行う。
- ② 着岸バースの選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾管理者との広域的な連携が必要な場合には、内閣府沖縄総合事務局とも連携の上、必要に応じて広域的な連携方策についても検討する。
- ③ 港湾関係者の BCP 等の事業継続計画との連携を図るために、適宜情報収集し、本 BCP の内容にも反映させる。

10. 参考資料

(1) 感染者が発生した場合の対応（金武湾港・中城湾港）

検疫港である金武湾港・中城湾港における検疫手続きにおいて船内感染者が発生した場合の基本的な対応は以下のとおりとする。①感染者が発生した場合、当該船舶



の船医又は船社等は、検疫所に報告を行う。

- ①' 感染者に対する措置として船内療養ではなく、下船しての入院が必要になる場合、医療機関・保健所・検疫所との入院調整を行う。
- ②那覇検疫所は感染者の報告を受け、当該船舶に対し、検疫実施し、その上で当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行う。また、濃厚接触の可能性がある関係事業者への対策を行う。
- ③那覇検疫所は、最寄りの保健所及び、県の感染症担当課へ情報共有を行う。

併せて、以下の対応を行う。

- ・船社、船舶代理店は福岡出入国在留管理局那覇支局、沖縄地区税關に対して感染者発生の情報共有を行う。
- ・船社、船舶代理店は接岸している港湾の使用許可等を行う土木事務所等に感染者発生の情報共有を行い、岸壁の使用等に変更等がある場合、併せて許可手続きについて相談する。
- ・各土木事務所等は、沖縄県港湾課に感染者発生の情報共有を行う。
- ・沖縄県港湾課は、必要に応じて本BCP協議会等と情報を共有する。

(2) 情報共有について

関係者間での情報共有は積極的に行う。特に次のような場合には欠かさずに行うこととする。

- ・感染者の発生
- ・防疫資機材の不足
- ・今後の港湾利用に係る懸念事項

その他、以下のような情報共有・周知を想定している。

- ・行政機関
 - 港湾利用・感染症に関するガイドライン・対応方針等の周知（国土交通省（港湾局）・厚生労働省（検疫所））、
 - 県保健医療介護部・土木建築部等からの情報共有
 - 市町村からの情報共有
- ・事業者
 - 他の事業者・港湾利用等に影響を及ぼし得る事象（従業員における感染者発生、フェリー運航停止、荷役作業の停滞、係留施設の利用延長、防疫資機材の不足等）

【参考】関係者間の情報共有の枠組みは以下に示す4通りが想定される。

○水際・防災対策連絡調整会議（事務局：沖縄総合事務局）

国土交通省の取り組み、港湾における感染症対策等の水際における対応や激甚化する地震・風水害等の災害への備えのため、全国の重要港湾以上の港において、平時より水際・防災対策について情報を共有し、関係者間の連携を強化するとともに、非常時に連携して即座に対応するための体制

○那覇検疫所検疫感染症等対策協議会（事務局：那覇検疫所）

対策協議会は、那覇検疫所、関係機関及び関係事業所が連携を強化し、海外から侵入するおそれのある重篤な感染症に対し、水際対策を的確に遂行することを目的とする。

○BCP協議会（事務局：沖縄県土木建築部港湾課）

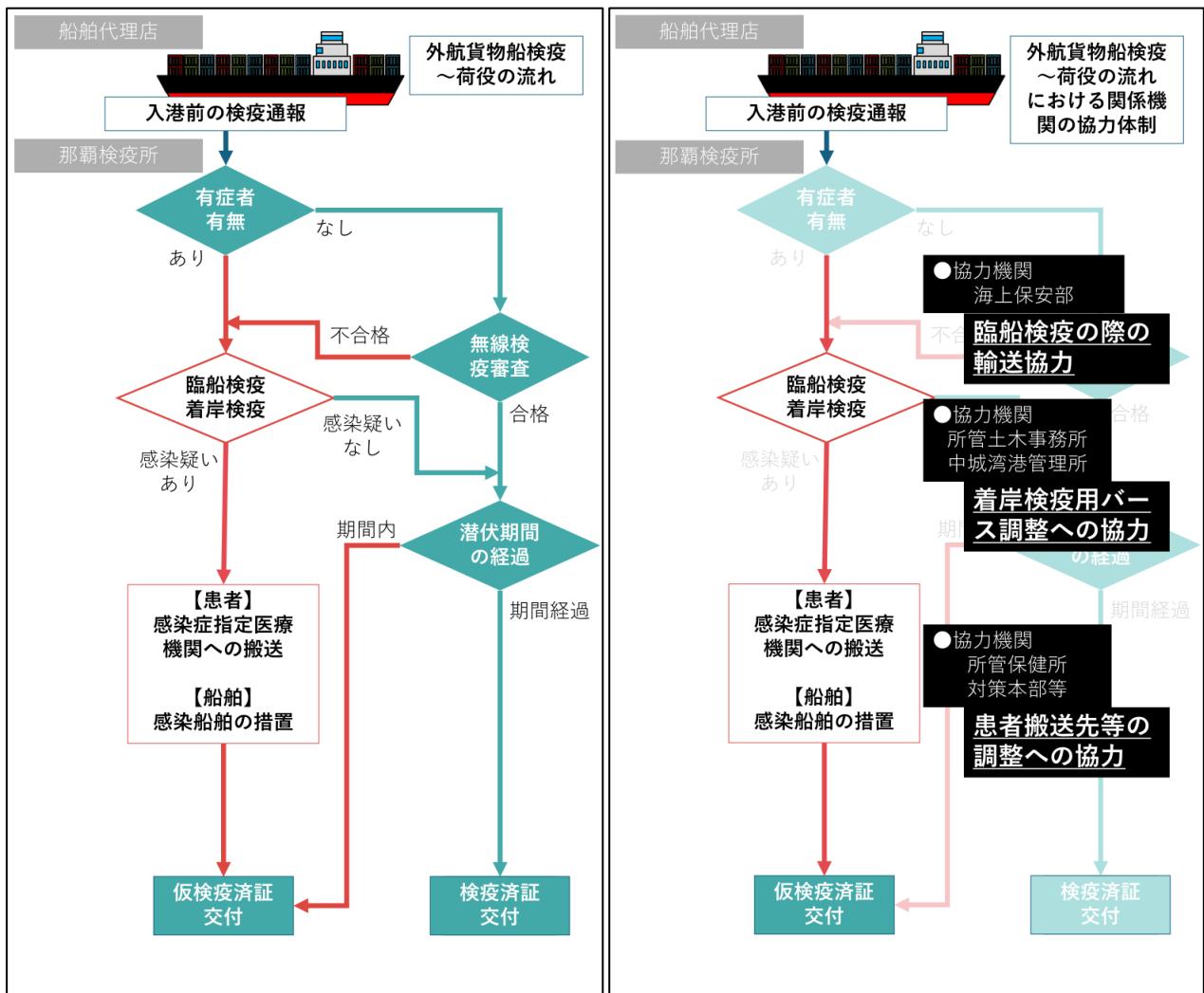
県管理重要港湾である金武湾港・中城湾港BCP協議会及び本部港・運天港BCP協議会の枠組みを利用して共有を行うことが想定される。

○港湾の日常管理を権限移譲している市町村

県管理港湾のうち地方港湾を含む港湾施設における防疫措置等は、港湾施設の日常管理を行う市町村と県との間で連絡調整を行い対応する。

(3) 検疫業務への協力体制について

金武湾港・中城湾港における、外航船舶への検疫の流れは以下左図のとおりであり、関係機関は以下の右図のとおり、検疫業務を円滑に行えるよう協力をする。



(4) 港湾施設の利用調整について

係留施設・バース・荷役施設等の渋滞を回避するため、港湾施設の利用調整について、施設の使用許可権限を有する機関との調整を行う必要がある。

港湾施設の使用許可に関する調整先として、まずは以下の機関に問い合わせることとする。

港湾	地区	所管事務所	連絡先
運天港	全地区	運天港管理事務所	0980-56-2107
本部港	全地区	本部港管理事務所	0980-47-4200
金武湾港	並里	北部土木事務所	0980-53-1787
	金武		
	伊芸		
	屋嘉		
	石川		
	天願		
	屋慶名		
	平安座南		
	宮城		
	伊計		
中城湾港	浜	中部土木事務所	098-894-6510
	比嘉		
	津堅		
	アギ浜		
	熱田		
	西原船溜 まり		098-938-7711
	新港	中城湾港管理所	
	仲伊保	098-866-1129	
	安座間		

※ 新港地区では毎週木曜日にバース会議を行っているため、そちらで対応する。緊急の対応がある場合は別途調整を行う。

(5) 県管理港湾を発着港とするフェリー一覧

発着港	発着港	関係市町村	運航事業者
運天港上運天地区	前泊港（伊平屋島）	今帰仁村・伊平屋村	伊平屋村
運天港上運天地区	仲田港（伊是名島）	今帰仁村・伊是名村	伊是名村
本部港渡久地地区	水納港（水納島）	本部町	(名)水納海運
本部港渡久地地区	那覇・名護漁港	本部町	第一マリンサービス(株)
本部港本港地区	伊江港（伊江島）	本部町・伊江村	伊江村
本部港本港地区	鹿児島・奄美・那覇	本部町	・マルエーフェリー(株) ・マリックスライン(株)
中城湾港津堅地区 (津堅島)	平敷屋漁港	うるま市	(有)神谷観光
中城湾港安座真地区	徳仁港（久高島）	南城市	(名)久高海運
粟国港（粟国島）	那覇港	粟国村	粟国村
兼城港（久米島）		久米島町	久米商船(株)
渡嘉敷港（渡嘉敷島）		渡嘉敷町	渡嘉敷村
座間味港（座間味島）		座間味町	座間味村
北大東港（北大東島）		北大東村	大東海運(株)
南大東港（南大東島）		南大東村	
多良間港（多良間島）	平良港（宮古島）	多良間村	(資)多良間海運
竹富東港（竹富島）	石垣港	竹富町	・八重山観光フェリー(株) ・(有)安永観光 ・石垣島ドリーム観光(株) ※休止中
小浜港（小浜島）			
黒島港（黒島）			
大原港（西表島）		与那国町	
上原港船浦地区 (西表島)		(資)福山海運	
鳩間港（鳩間島）		竹富町	(有)船浮海運
祖納港（与那国島）			
白浜港（西表島）	船浮港		